

令和二年六月二十六日受領  
答弁第二五八号

内閣衆質二〇一第二五八号

令和二年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出感染症が流行したときの対応のための病床を平時から保持しておく必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出感染症が流行したときの対応のための病床を平時から保持しておく必要性に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「感染症拡大時の緊急時に必要となる病床数」、「地域医療構想において、感染症緊急対応病床を域内の医療機関に配置すべき」及び「感染症緊急対応病床を・・・建替え計画のある医療機関に配置する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、感染症に係る医療を提供する体制の確保については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十条第一項の規定に基づいて都道府県が定める予防計画に基づき、都道府県において、地域の感染症指定医療機関の病床の確保等に取り組んでいるところであり、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて得られた知見を踏まえ、今後、感染症に係る医療を含めた弾力性のある医療提供体制を構築するため、御指摘の医療計画及び地域医療構想を含め、必要な検討を行ってまいりたい。